**障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 生活自立 | ラ  ン  ク  Ｊ | 何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する  １．交通機関等を利用して外出する ２．隣近所へなら外出する |
| 準寝たきり | ラ  ン  ク  Ａ | 屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない  １．介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する ２．外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている |
| 寝たきり | ラ  ン  ク  Ｂ | 屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ  １．車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う ２．介助により車いすに移乗する |
| ラ  ン  ク  Ｃ | １日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する  １．自力で寝返りをうつ ２．自力では寝返りもうたない |

（平成3年11月18日 老健第102－2号 厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知）